

第9章 直圧・受水槽併用方式

9.1 適用条件

直圧・受水槽併用式（以下，ここでは単に「併用式」という。）の適用にあたっては以下のとおりとする。

1. 適用範囲

本来受水槽給水とすべきで，以下に示すもので直圧系統に適さないものに給水しないこと。

ただし，ここでの例示は，標準的な施設を対象としているものであり，多様化する社会に対応するためにも個々の業種，規模等を十分注意して取り扱うこと。

- (1) 毒物，劇物及び薬品等の危険な化学物質を取扱い，これを製造，加工又は貯蔵等を行う工場，事業所及び研究所等のほか，仮設給水として使用するもの。

（例：クリーニング，写真及び印刷・製版，石油取扱い，染色，食品加工，めっき等の事業を行う施設等や工事現場や展示施設等）

- (2) 一時に多量の水を使用する施設，又は常時一定の水供給が必要で，断水による影響が大きな施設

（例：病院，ホテル，百貨店，興行場等の施設及び食品冷凍機，電子計算機の冷却用水等に供給する場合等）

なお，災害時の避難場所に指定されている施設は，申込者と十分な協議を行い，併設される受水槽でのストックが災害時に利用できるか検討しなければならない。

2. 配管

- (1) 分岐管の口径は被分岐配水管の1口径下位までとする。
- (2) 併用式における分岐管は1宅地1引き込みを原則とし，宅地内で直圧系統と受水槽系統の系統別に分岐すること。
- (3) 直圧系統は3階までとする。
- (4) 直圧系統と受水槽方式の各系統の区別を明確にし，両系統を連結してはならない。
- (5) 同一階で，直圧方式と受水槽方式が混在しないこと。また1階を受水槽方式，2階を直圧方式，3階以上を受水槽方式とする等，配管形態が輻輳する配管形態としないことが望ましい。

3. 付属施設

- (1) 直結水道メーター

受水槽の親メーターの構造は「第12章配管」による。

親メーター以外の直結メーターは，検針及び水道メーターの取り替えが容易な場所で地中設置式，または各階各戸に設置することができる。

直結メーターの構造は，「第8章中高層直結給水」の直圧・増圧併用式における直圧部に関する定めに準ずる。

(2) 受水槽以下の水道メーター廻り

受水槽系統で水道料金の各戸検針，各戸徴収を希望する場合は，「受水槽以下の共同住宅における水道メーターの設置要綱」に適合する構造とすること。

なお，申請等の手続きは「新潟市水道局共同住宅における水道料金の特例に関する規程」の第2種共同住宅の例による。

(3) 逆止弁及び立て管頂部の空気弁等

第8章「中高層直結給水」の直圧・増圧併用式における直圧部に関する定めに準ずる。

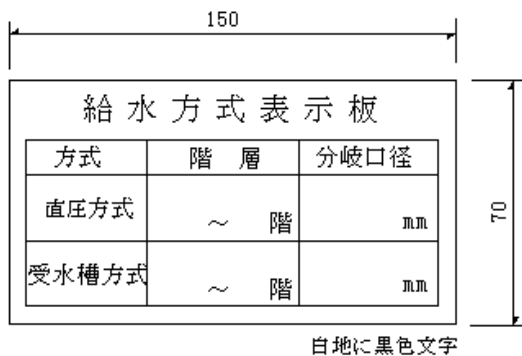
(4) 定流量弁

受水槽側には口径にかかわらず定水位弁の直近上流に定流量弁を設置する。流量の設定値は設計水量の1.5倍とする。

(5) 識別表示板

建築物の給水方式が識別できる表示板を，維持管理上の見やすい場所（受水槽廻り等）に取り付けること。

(例) 表示板



4. 水理計算

受水槽系統及び直圧系統は，それぞれ系統別に計算を行うものとする。

なお，分岐管（図9-1のA部）の流量は，

$$\boxed{\text{A部の流量} = \text{直圧系統の設計流量} + \text{受水槽系統の設計流量}}$$

とする。

図9-1

